

●配付資料一覧

京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（第2回）

本日配付資料

○次第

○配付資料一覧

○配席図

○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会委員名簿

○京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例及び規則

○京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針

●委員会委員名簿

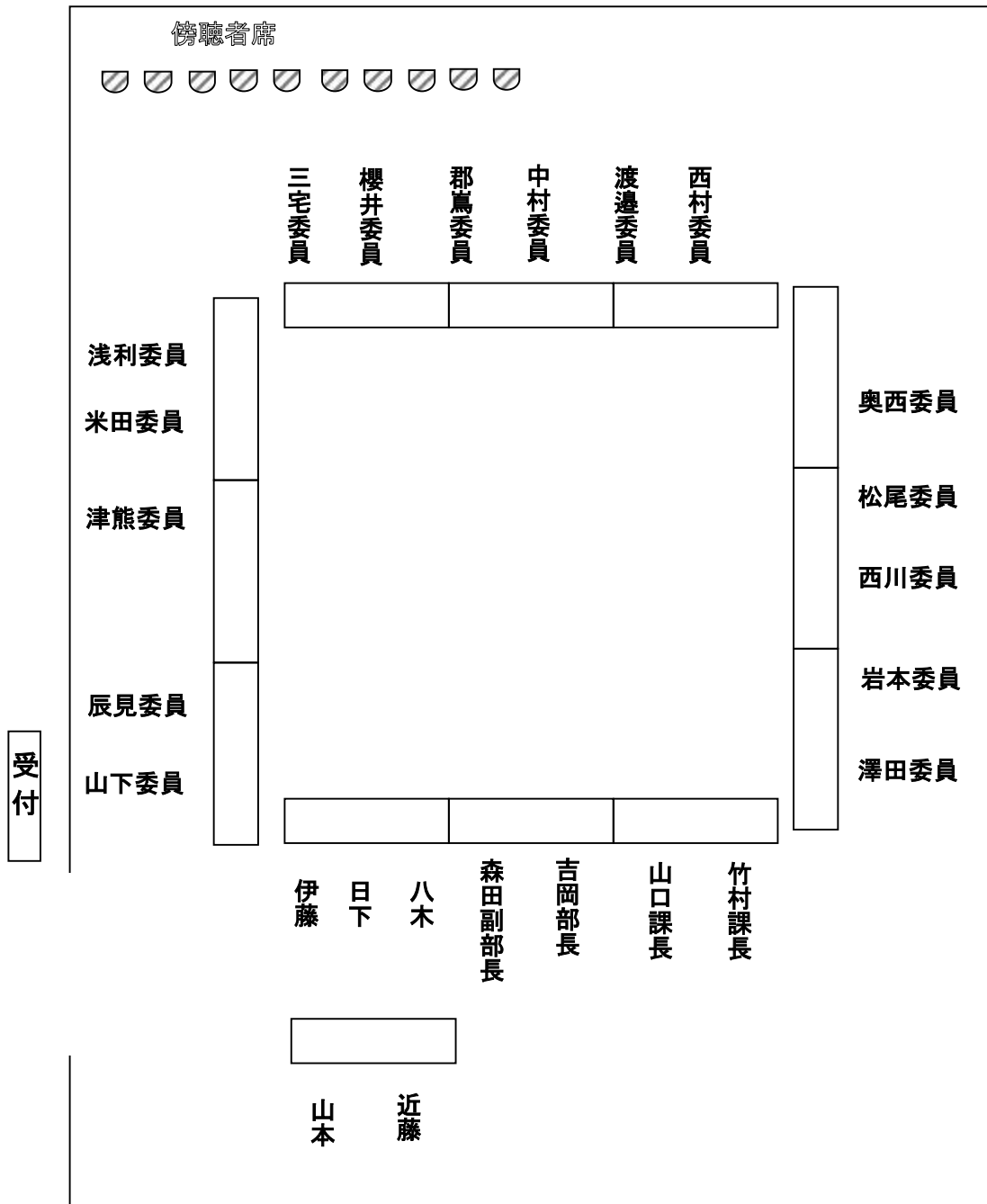
京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（第2回）

（順不同、敬称略）

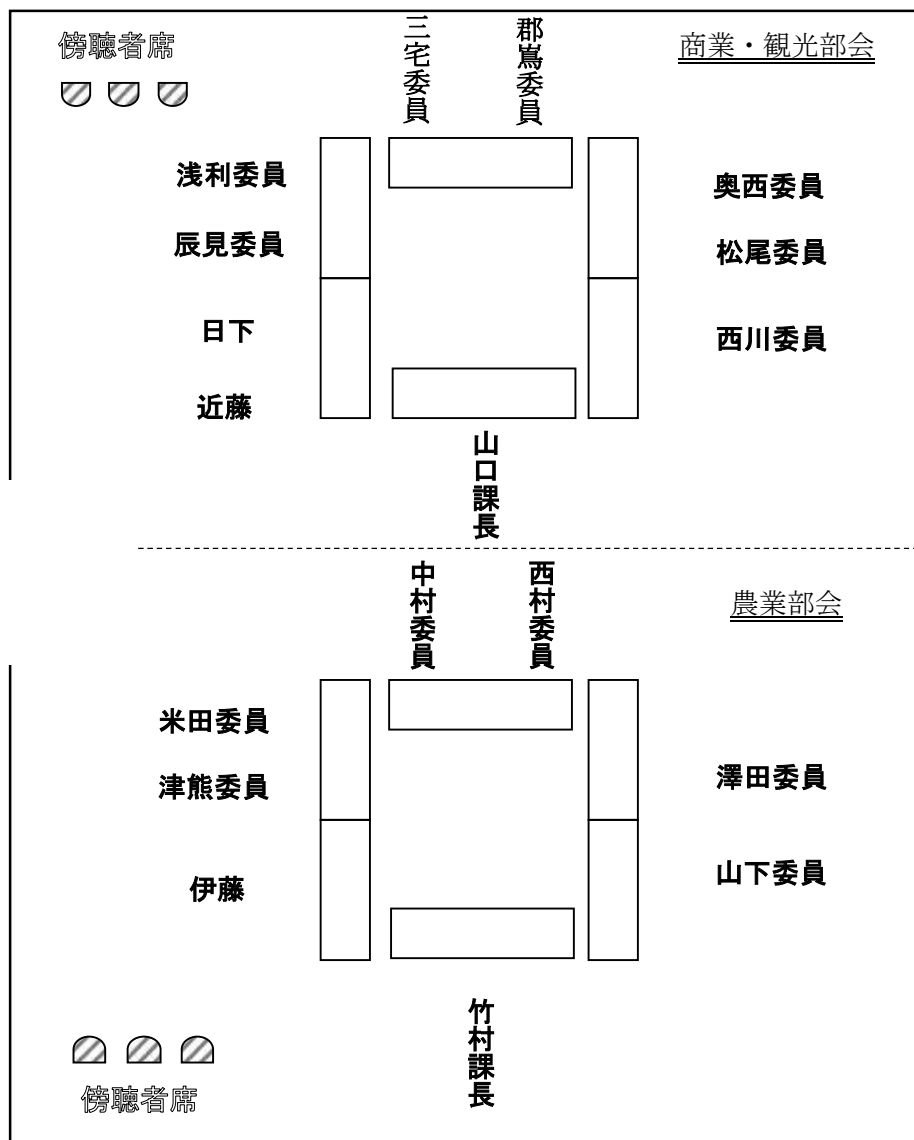
委員会規則 第2条中の各号	担当部会	氏名	要職等	役職等
(1) 学識経験者	商業・観光部会	ぐんじま たかし 郡 篤 孝	同志社大学経済学部	名誉教授
	農業部会	なかむら たかこ 中村 貴子	京都府立大学 生命環境科学研究科	専任講師
	工業部会	わたなべ まさあき 渡邊 正明	京都府立田辺高等学校	副校長
(2) 各種団体の代表	農業部会	にしむら かずお 西村 和男	京都やましろ農業協同組合 京田辺支店営農経済課兼 TAC 課	課長
	農業部会	はやし よしつぐ 林 善嗣	京田辺市農業委員会	会長
	商業・観光部会	おくにし むねあき 奥西 宗晃	京田辺茶業青年団 (株式会社お茶の玉宗園)	団員
	商業・観光部会	まつお のりお 松尾 憲雄	一般社団法人京田辺市観光協会	事務局長
	商業・観光部会	にしかわ ゆみこ 西川 由美子	京田辺市商工会女性部	部長
	工業部会	いしだ ゆたか 石田 豊	公益財団法人京都産業 21 イノベーション推進部	審議役
	工業部会	いわもと としき 岩本 俊樹	京田辺市商工会工業部会 (有限会社岩本製作所)	部会長
(3) 事業者の代表	農業部会	さわだ やすお 澤田 康夫	農業従事者	京都府 指導農業士
	農業部会	やました あきこ 山下 明子	普賢寺ふれあいの駅 (農業委員・京都府女性農業士)	助役
	商業・観光部会	たつみ たかのり 辰見 孝則	株式会社サンフレッシュ	代表取締役
	工業部会	こじま ゆみこ 小島 由実子	コフロック株式会社	監査役
	工業部会	おおた くにひこ 太田 邦彦	株式会社椿本チエイン (CSR 推進セン ター) 京田辺・京都工場総務課	課長
(4) その他市長が 適当と認める者	農業部会	つくま よしのり 津熊 祥典	市民公募	
	農業部会	よねだ やすこ 米田 泰子	市民公募	
	商業・観光部会	あさり よしのり 浅利 良紀	市民公募	
	商業・観光部会	みやけ ひろし 三宅 博	市民公募	
	工業部会	さくらい たつし 櫻井 立志	京田辺市議会議員 建設経済常任委員会	委員長

●会場レイアウト

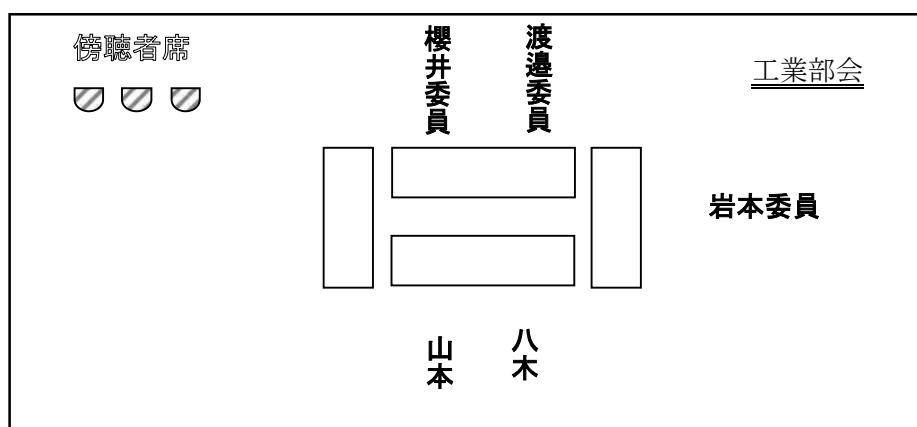
〈保健指導室①〉



〈保健指導室①〉



〈研修室〉



京田辺市条例第5号

京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例

（設置）

第1条 京田辺市産業振興ビジョンの推進に関して、必要な事項を審議するため、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第4条 委員会は、審議する事項に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

（秘密保持義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

京田辺市規則第13号

京田辺市産業振興ビジョン推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会設置条例（平成27年京田辺市条例第5号）第6条の規定に基づき、京田辺市産業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経済環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

●京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針（市のホームページにも公開）

第1 趣旨

この指針は、市政の透明性の向上と公正性の確保を図るため、審議会等の会議の公開に関し、法令等（条例、規則、規程及び要綱を含む。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

第2 審議会等の範囲

この指針の対象とする審議会等の会議とは、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務事業について審議、審査、諮問、調査、意見聴取、意見交換を行うために設置された審議会、審査会、委員会、懇談会、懇話会、有識者会議等（以下「審議会等」という。）をいう。ただし、主として個人情報等の非開示情報を扱うものは対象としない。

第3 審議会等の公開の基準

審議会等の会議は公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて、法令等に規定されている場合
- (2) 京田辺市情報公開条例（平成10年京田辺市条例第12号。以下「公開条例」という。）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議等を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、第3の規定に基づき、当該審議会が決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

第5 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより、行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合は、審議会等は傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴を認める定員は、5名以上とする。ただし、会場の規模その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴者を決定する方法は、事前申込み又は当日受付により行うものとする。
- (5) 事前申込みの方法により傍聴者を決定する場合は、申込期間を限定し、傍聴を希望する者の氏名及び連絡先を確認のうえ申込みを受け付けるものとする。この場合において、申込者が傍聴を認める定員を超えたときは、あらかじめ日時を定めて公開の抽選により決定する。
- (6) 当日受付の方法により傍聴者を決定する場合は、あらかじめ指定する時刻までに会議の会場に到着した傍聴を希望する者に順次傍聴整理券を交付する。

ものとする。この場合において、傍聴を認める定員を超えたときは、その場で抽選により決定する。

- (7) 傍聴者に対しては、会議次第等を配付し、又は閲覧に供するものとする。ただし、会議次第等のうち公開条例第9条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。
- (8) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、あらかじめ傍聴に係る必要な事項を定めるとともに、傍聴者に傍聴における遵守事項等を記載した書面を配布するなど、会議の秩序の維持に努めるものとする。
- (9) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

第6 会議の傍聴

(1) 傍聴者の遵守事項

傍聴者に対しては、次の事項を守り、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 鉢巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

エ みだりに席を離れないこと。

オ プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込まないこと。

カ 飲食又は喫煙をしないこと。

キ 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 傍聴者の退場

会議を非公開とする決定があったときは、会長等は、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(3) 違反に対する措置

傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

第7 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、「審議会等の会議開催のお知らせ」（様式第1号）により、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる事項を市のホームページに掲載する等の方法で周知するものとする。ただし、審議会等を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開・非公開の区分
- (6) 一部公開又は非公開とするときは、その理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他必要な事項

第8 会議結果の公表

審議会等は会議等の要旨を作成し、会議開催後、1月以内に次に掲げる事項を「会議結果の公表」(様式第2号)により、市のホームページに掲載する等の方法で公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 委員等の人数
- (5) 出席委員等の人数
- (6) 議題
- (7) 会議の公開・非公開の区分
- (8) 一部公開又は非公開としたときは、その理由
- (9) 傍聴者の数
- (10) 会議資料の名称
- (11) 会議の要旨
- (12) 問い合わせ先
- (13) その他必要な事項

- 2 第3のただし書により、会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで、可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

第9 実施状況の公表

審議会等は、毎年1回、「審議会等会議の開催状況報告書」(様式第3号)により、会議の開催状況について、情報公開担当課長に報告するものとする。

- 2 市長は、「審議会等の会議の公開にかかる運用状況報告書」(様式第4号)により、毎年1回、各執行機関が行った審議会等の会議の公開等について実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

第10 その他

審議会等の会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該審議会等を所管する所属において、適切に対応するものとする。

第11 委任

この指針に定めるもののほか、審議会等の会議の公開等に関し必要な事項は、各審議会等が定めるものとする。

第12 施行期日

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年6月3日から施行する。

参考：京田辺市情報公開条例第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合(京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針解説より抜粋)

◆法令等の規定により明らかに公開することができない情報

例 公判開廷前の訴訟に関する情報(刑事訴訟法第47条)

児童相談所において相談、調査等をしたことにより知り得た情報(児童

福祉法第61条)

- ◆個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの
 - 例 戸籍等に関する情報（氏名、性別、生年月日等）、経歴に関する情報（学歴、職歴等）、心身に関する情報（障害程度等）、能力・成績等に関する情報（学業成績、勤務成績等）、財産・収入状況に関する情報（資産状況等）、思想・信条に関する情報（信仰、宗教等）
 - ◆法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの
 - 例 生産・技術等に関する情報（製造工程、原材料の種類・使用量等）事業活動・営業活動等に関する情報（取引先、受注経路等）
 - ◆国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの
 - 例 国等が公表するまで公表してはならないとされている情報（国等の計画素案、国等の用地処分案等）
 - ◆市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じるおそれのもの
 - 例 未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報
公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど、以後の資料収集を著しく困難にする情報
 - ◆市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じるおそれのあるもの
 - 例 公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報（実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等）
公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報（入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等）
 - ◆人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
 - 例 犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報
- (3) 会議等を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる場合
- ・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
 - ・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
 - ・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
 - ・公開することにより、審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合